

令和 3 年 5 月 11 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03291

研究課題名(和文) 電子行政と電子署名認証法との最適化に関する比較法的研究

研究課題名(英文) digital administration and trust service

研究代表者

米丸 恒治 (Tsuneharu, Yonemaru)

専修大学・法務研究科・教授

研究者番号：00202408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：電子行政を支える社会基盤たる信頼役務(Trust Services)の状況について、欧州と日本の比較法的研究を行い、最終的には、わが国であるべき法制度の私案をしめすことができた。

欧州連合では、2014年にeIDAS規則を制定し、電子署名、電子印、タイムスタンプおよび電子書留メールなどを統一かつ直接的に規律することとした。また、ドイツなどの加盟国は、同規則の執行のための法律を制定し、ドイツにあっては、信頼役務法を制定し、長期的に検証可能な電子署名などの制度を維持することとしている。本研究の成果としては、各比較法研究成果を公にするとともに、「電子信頼役務法私案」を公にすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

電子社会においては、手書き署名や押印などの認証手段が利用できないため、電子署名、電子印およびタイムスタンプなどが重要不可欠な手段となる。EUでは、域内諸国で直接それら信頼役務(trust services)を総合的に規律するeIDAS規則が制定され制度が整備されるとともに、各国が施行法を制定して実施に移している。

本研究では、EUのeIDAS規則等を比較法的に調査研究するとともに、その成果に基づきわが国であるべき信頼役務法案の私案を作成して公表することにより、実務とは方向性が異なるものの、一つのあるべき姿を示すことができたと考えられる。

研究成果の概要(英文)：I conducted comparative legal research between Europe and Japan on the status of Trust Services, which is the social infrastructure that supports electronic administration, and finally, I was able to make a proposal for the legal system that should be in Japan.

In 2014, the European Union enacted the eIDAS Regulation, which abolished the traditional Electronic Signature Directive to uniformly and directly discipline electronic signatures, electronic seals, timestamps and registered e-mails. In addition, member states such as Germany have enacted laws for the enforcement of the regulations, and in Germany, they have enacted the Trust Services Act to maintain a system such as electronic signatures that can be verified over the long term. As a result of this research, I was able to make public the research results of each comparative method and the "Electronic Trust And Services Act's own proposal" as a legal system that should be used in Japan.

研究分野：公法学、情報法学

キーワード：eIDAS規則 電子署名 電子印 e-seal 電子書留メール 電子信頼役務法

1. 研究開始当初の背景

わが国では、電子署名法の欠陥・課題についての共通認識が十分に共有されていない状況にあり、あるべき電子社会の信頼基盤としての役割を十分に果たしていないという問題点があった。また、そうした制度の下、実務上でも、電子署名の利用が広く普及していない状況があり、あるべき信頼役務としての電子署名についてすら申請者の従来の研究を除けば、不十分な比較法的研究しかなされていない状況にあった。そうした中で、EU の eIDAS 規則が制定されて統一的な信頼役務 (trust services) の制度が施行されようとしていた。その比較法的な検討が求められていた状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、申請者の専攻分野である行政法学と、新領域法学としても展開してきつつある電子署名・電子認証関連法制や電子文書(電子化文書を含む)の利用管理・長期保存に関連する法制度を架橋して、行政法学の分野における電子政府・電子行政をめぐる法理論および法政策の発展・展開を目指すとする目的の下で展開するものである。

本申請に係る研究においては、平成 27 年度までに進めてきた申請者の研究をさらに行政法学の分野への最適な関連づけをなすことを目指して、いっそう深め、行政法学および行政法制の立法実務に活かすとともに、翻って、行政法の実務等からみた、情報基盤法制(特に電子署名・電子認証法制)の我が国での展開方向や再構築のあり方についての手がかりを得て、結果的に、我が国の行政法学と情報社会基盤法制のあり方について、筆者なりの提言を行っていくことを目指している。

3. 研究の方法

(1) 平成 28 年度においては、前述した EU の eIDAS 規則が施行された直後であることから、同規則に関する文献およびドイツ・オーストリアなどの構成国における対応動向についての文献を収集して、逐次調査研究を進めることとする。

また、我が国においても、個人番号法が施行され一定の分野で個人番号が利用されていくことから、我が国の研究動向、実務の動きについても、いうまでもなく情報収集、文献の収集と調査研究を行う。

さらに、従来、行政法学において十分な研究が進められてこなかった、電子データの長期保存や、紙文書の電子化されたデータ管理への一元化等に関わるドイツの動向についても調査し紹介することを考えている。

(2) 当初の研究計画では、欧州連合における電子署名認証法制を比較研究した上で、日本国内の行政手続における電子認証のあり方について研究調査を進める予定でいた。しかしながら、欧州の新電子署名認証法制である eIDAS 規則について、まだ補足的に調査をしなければならない事情に直面して、計画の変更を行った。

具体的には、昨年度の成果として公表する予定であった eIDAS 規則について、各国がその施行のための施行法を制定しようとしている動向について、それが、eIDAS 規則の構造や法制的特徴によるのか、各国の国内的な事情によるのかなどの調査課題である。eIDAS 規則自体についての概要、すなわち立法経緯、その内容、わが国に対する示唆などは論文として公表する予定で作業を進めてきた。平成 30 年度中には遅れていた公表の作業が終わる予定である。また、ドイツなどで、eIDAS 規則の施行法を定める動きがあることが調査できた。施行法の内容、その立法趣旨等について研究を進めているところである。

(3) 30 年度は、EU の eIDAS 規則(「指令 1999/93/EC の廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信頼役務に関する 2014 年 7 月 23 日欧州議会および理事会規則第 910/2014 号(2014 年 8 月 28 日 EU 官報 L257/73 頁)」(松本恒雄・多賀谷一照編集代表『情報ネットワークの法律実務』)7359-7386 頁)の各国での実施状況を調査することを中心に研究計画を一部変更しながら研究を進めた。

EU では、昨年度研究し一部研究成果を公表したように(eIDAS 規則-EU における新署名認証基盤法制-(専修ロージャーナル 14 号)27-47 頁)EU 全体の署名認証基盤を一新する eIDAS 規則が制定され施行されていることを研究した。しかしその過程で、eIDAS 規則のみでは、不十分なことから各国の国内法で補足的な法制度を整備している国があることが判明し、その代表的な比較法的素材として、ドイツの信頼役務法(Vertrauensdienstegesetz)の存在とその調査の必要性について痛感するところとなった。そこで、今年度は、同法の具体的な内容と比較法的にみた場合のわが国に対する知見を明らかにする目的から、同法の内容を検討する作業を行った。

同法は、eIDAS 規則施行前の旧ドイツ電子署名法の基本的な構造を、eIDAS 規則施行後に規律

可能な部分について規制を加えて、電子署名法等の長期的な安定した検証可能性を確保せんとするものであることが判明した。現在までのところ、具体的な研究成果をまとめるための基本的な作業は進めてきたが具体的な公表にまでは至っておらず、その公表は来年度に引き継がれることになる。

(4)31年度は、行政の認証手段の前提となる、一般的な電子署名認証法制の研究として、昨年度に続いて、欧州の法制度を研究することにした。具体的には、加盟国の一例として、信頼役務法を制定してeIDAS規則の国内措置をとったドイツの法制度、信頼役務法を訳出し、調査研究の対象とした。

ドイツの信頼役務法は、従来からのドイツ電子署名法制の基本原則および欧州電子署名指令の影響を強く受けながら、厳格な監督機関を設置し、信頼役務事業者に十分な損害賠償の用意をさせ、安全対策と法的効果についての教示をさせ、そして、信頼役務を利用した電子文書等の長期的な検証可能性を確保するための安全性・信頼性を確保する法制度になっていることが明らかとなった。

こうしたドイツ法の対応は、すでに公表しているeIDAS規則の特徴と相まって、わが国の法制度上、参考にすべき点を含むものであることが明らかとなった。

以上のようなことから、eIDAS規則および信頼役務法の基本原則を参考にしたわが国の法制度改正が重要であることも明らかとなったといえる。

(5)令和2年度は、電子社会を支える、信頼役務と電子行政におけるその最適化を研究してきた。

とりわけ、比較法的対象として好適であったのが、欧州連合のeIDAS規則であったので、この間eIDAS規則の比較研究に続いて、ドイツの国内法としての信頼役務法等を比較対象の対象に加えて、わが国での信頼役務(とりわけ、電子印、タイムスタンプであるが)のあるべき法制的考察を行ってきた。

令和二年度においては、こうした作業の成果の一部として、わが国の信頼役務法かくあるべしとして、信頼役務法私案を公表することができた。実務の動向とは軌を一にするものではないが、将来的には、法制度的整備にあたって参考になるのではないかと考えているものである。

4. 研究成果

具体的な研究成果については、各年度の研究実績報告書で述べてきた上記のような概要分をまとめてきている。以下では、各年度に公表することができた研究業績をまとめることによって研究成果を示すことにする。

2017年4月 (米丸恒治編『18歳からはじめる情報法』法律文化社)「情報や通信は憲法とどのようにかかわっているのだろうか」2-7頁、「情報通信はどのような法的仕組みで保障されるのだろうか」14-19頁、「電子データの真正性・完全性はどのようにやって証明されるのだろうか」50-55頁、「行政手続のオンライン化はどのように法規制されているのだろうか」74-79頁、「民間の電子化に関する法制度はどこまで進んでいるのだろうか」80-85頁

2018年12月 eIDAS規則 - EUにおける新署名認証基盤法制 - (専修ロージャーナル14号)27
- 47 頁 < https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=4746&file_id=32&file_no=1

2019年4月 ICT、AIの活用 描いたスマート自治体となるか (住民と自治2019年4月号)33-37頁

2019年12月 ドイツ信頼役務法の検討(専修ロージャーナル15号)33-47頁
< https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=10688&file_id=32&file_no=1

2019年12月 資料 ドイツ信頼役務法(専修ロージャーナル15号)239-251頁
< https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=10695&file_id=32&file_no=1

2020年12月 Das japanische Gesetz zur Digitalisierung der öffentlichen Verwaltung - Hintergrund und Stand der Digitalisierung -, Anja Hentschel et al.(Hrsg.), Mensch - Technik - Umwelt: Verantwortung für eine sozialverträgliche Zukunft, FS für Alexander Roßnagel zum 70. Geburtstag, S. 603 -621.

2020年12月 電子信頼役務法案私案(『専修ロージャーナル』16号)169-208頁
< https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=11477&file_id=32&file_no=1

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 米丸恒治	4. 巻 15号
2. 論文標題 (資料) ドイツ信頼役務法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 専修ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 239 - 251頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34360/00010682	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 米丸恒治	4. 巻 15
2. 論文標題 ドイツ信頼役務法の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 専修ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 33 - 47頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34360/00010675	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 米丸恒治	4. 巻 14
2. 論文標題 eIDAS規則- 欧州の新署名認証基盤法制-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 専修ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 27-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34360/00004740	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 米丸恒治	4. 巻 16
2. 論文標題 (資料) 電子信頼役務法案私案	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 専修ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 169 - 208
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34360/00011463	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 米丸恒治編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 91
3. 書名 18歳からはじめる情報法	

1. 著者名 Anja Hentschel et al. (eds)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Nomos Verlag	5. 総ページ数 603 -621.
3. 書名 Mensch - Technik - Umwelt: Verantwortung fuer eine sozialvertraegliche Zukunft, FS fuer Alexander Rossnagel zum 70.Geburtstag	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------